

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成 30 年 9 月 18 日

一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価 6 年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成 25 年 7 月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取り組みを行ってきた結果、年間約 445 万円（※）まで上昇してきたが、平成 26 年 4 月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約 552 万円）」という目標には、まだまだ 2 割以上の引き上げが必要である。

（※）2017 年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る 3 月 27 日、石井国土交通大臣から建設業関係 4 団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休 2 日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5 月 31 日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事会社が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事会社が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

- ◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取り組みを推進するため、
- ① 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
 - ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取り組みの徹底を図る。

（※）個社名は出さない

IV 実施要領

◎ 具体的手順案

1 「労務費見積り尊重宣言」の周知

建設技能者の労務賃金の適切な水準への引き上げを実現するために、一次下請企業が適切な労務賃金を反映させた見積りを提出し、元請がこれを尊重して請負代金を支払うことを促進することが宣言の趣旨である。この宣言の趣旨を元請から一次下請企業へ、また一次下請企業を通じて二次以下の企業へ周知されたい。

(具体例)

- ・ 見積り依頼条件書等に「宣言」を添付して配布し、「宣言」の趣旨を理解してもらう。
- ・ 見積り条件書等に労務費総額の内訳明示について記載して周知徹底を図る。
- ・ 「労務費」「労務賃金」それぞれの言葉の定義を明確にする。
- ・ 「宣言」を下請企業との会合や、下請企業が出入りし見ることができ元請企業のスペース(商談コーナー)に掲示するなどして周知する。
- ・ 「防災協」等の下請企業が集まる機会に周知する。
- ・ 「宣言」及び「実施要領」について通達を作成して配布する。

2 見積り時の予定労務賃金(※)を明確にした見積り書又は見積り資料の提出要請

日建連会員企業は、一次下請企業に対し、二次以下の下請企業に必要な労務費(二次以下に雇用されている建設技能者に対して二次以下の企業を通じて支払われる労務賃金)も含めて、適正な見積りを行い、見積り書の提出時に労務費(労務賃金)を内訳明示することを要請する。

※ 見積りに反映させる労務賃金の対象は、現場で働く建設技能者(現場作業員)の労務賃金である。

宣言に沿って全ての業種、全ての地域で実施されることが目標であるが、当面、見積り提出要請の範囲(業種、地域等)は問わず、各社にて取組み可能な範囲を決定されたい。

その際、以下のように、取組み可能な範囲に限定してスタートすることも考えられる。

- ① 労務費率が高い代表的な職種（とび、土工、型枠、鉄筋、左官・・・）から始める
- ② 本社所在地域など主要な支店（地域）から始める
- ③ 普段付き合いの深い一次下請企業から始める

なお、見積提出要請の範囲を限定した場合に、要請していない一次下請企業から予定労務賃金を明確にした見積書又は見積資料が提出された場合には、見積提出要請に基づき提出されたものと同様に扱うこととする。

来年度のフォローアップアンケートにて、各社が取り組みを行った範囲について確認を行う予定である。

（具体例）

- ・ 見積書の様式に労務賃金の項目を追加する。
- ・ 法定福利費見積で行われている算出方法と同一の方法で労務賃金を算出し、見積書又は見積資料に記載してもらう。
- ・ 「宣言」に基づき契約金額の決定と支払の実行をお願いする一文を見積下請企業から発注者（元請）への見積書に記載してもらう。
- ・ 標準見積書の表紙又は明細内訳書に記載された法定福利費記載（入力）行の特記事項欄等に、労務賃金相当額を記載（入力）してもらう。

3 見積の確認・尊重

労務費見積りを尊重しつつ適切な労務賃金について、下記の項目等を実施することで一次下請企業との認識を合わせる。

- ① 2で提出された労務費見積りの具体的な算出方法を確認する。
- ② 一次下請企業来訪時に個別にヒアリングして確認する。

また、合意した労務賃金が適切に支払われるよう要請する。

※ 会員企業の具体的取り組み方針例については、（参考）をご参照ください。

V 実施状況のフォローアップ及び実施要領の見直し

日建連においては、毎年会員各社の取り組み状況のフォローアップ調査を行い、それを踏まえて実施要領を見直し（具体的方法の追加、目標の見直し等）、精査・進化させていくことで会員企業の継続的な取り組みを進め、宣言の定着を図る。